

# せいりょう園

[発行] 社会福祉法人はりま福祉会 特別養護老人ホームせいりょう園

〒675-0016 兵庫県加古川市野口町長砂 95-20 TEL 079-421-7156 FAX 079-421-6422

平成22年 8月 第114号 年間購読料1,000円(1部100円)

メール seiryoen@bb.banban.jp ホームページ <http://www.seiryoen.or.jp>

## 地域包括ケアへの課題 - (2)

『相互にケアする関係性』の広がる地域へ

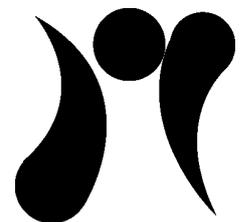
6月初めに加古川で、62歳の長男が練炭を燃やして84歳の母親と無理心中を図り、長男が殺人罪で逮捕されました。当市では昨年の秋に、41歳の知的障害の娘と無理心中を図り、64歳の母親が殺人罪で逮捕されています。

全国各地で似たような事件が起こり、裁判員裁判の判決と裁判員の感想が、よく新聞に取り上げられています。記事によれば、裁判員の多くが被告に同情的であり、判決の多くで刑の執行が猶予されています。

介護が大変に苦勞の多い行為であり、其れを何年も一人で懸命にこなして来た被告に同情が集まり、近隣の人々から減刑を求める嘆願書が提出されている場合も見られます。新聞記事の論調からは、介護は迷惑を掛け犠牲や負担を強いる、という一面が強調され、被告への同情と執行猶予の容認に繋がっているように感じます。しかし其処には、要介護になって生きている人の権利や役割についての認識が希薄になっています。

我々の特養やグループホームでは、発症してから5年から10年以上も経って重度化してから入所される方が殆どあり、そのような方々に対しては、発症初期の頃のような様々な積極的な働きかけよりも、ご本人の持つ生活力や生命力に任せる暮らしの場の設定が、非常に重要になります。

ご本人が自分の生命力を在りのままに発揮して、懸命に暮らしている場では、必要最小限の医療や介護を提供することで暮らしが成立し、其処には相互にケアする関係性が生じてきます。介護する者と迷惑を掛ける者、との一方的な関係ではなく、介護者にも様々な学びがあり、介護する者が心の癒しを得ている事にも気付きます。要介護になって生きる人の暮らしに接する事が、介護する人にとっては、社会性を学び思想や信仰心を育む貴重な経験の場となっていることを、実感します。



《次ページに続く》

《前ページより》

地域包括ケアシステムの構築を目指して、認知症サポーターや生活支援サポーターを養成する事業が、全国各地で様々に企画されていますが、多くのサポーターが、『相互にケアする関係性』に気付くとき、地域包括ケアシステムは有効に機能し始めると確信します。老いて要介護になって生きる事が、一方的に他者に迷惑を掛けているのではなく、相互にケアする関係性を生んでいる事に、多くのサポーターが気付く為の仕掛けが非常に重要です。

介護職にはその大きな役割と責任がある事を自覚し、専門職として様々な方法と角度から、ご家族や地域社会へ発信して欲しい、と期待します。其れが、地域包括ケアが充実する社会への出発点となります。

今、全国で4万人を超えている100歳以上の高齢者の中で、300人近い人が生死不明となっている事実が明らかになりました。生死不明の高齢者の行方に関心が薄い家族や知人、行政担当部局の拙い事務処理に、『無縁社会』を実感します。

『無縁死』として葬られる人が年間に3万2千人を超えている、とのNHKの報道番組に多くの方が衝撃を受けました。墓を残すことが子供に迷惑を掛けることになるとして、遺骨は海に散骨して墓を造らない人が増えている、との報道もあります。

要介護になり、重度化し、死を迎え、死後の世界で永遠に生きるのが、老いを迎えた人間の最もノーマルでナチュラルでスタンダードな生活の成り行きです。人は昔からその全ての場面で、家族や地域社会と相互の関係性を築いて縁をつなぎ、社会が連綿と続き、古い世代から新しい世代へと文化や伝統を引き継いできました。貧しい時代の日本の農村では、生後間もない子供を間引き、姥捨てを行い、今日の社会まで縁がつながってきました。

豊かな超高齢社会の今、全ての人の老いと死に向き合い、相互にケアする関係を築いて他者との縁をつなぐ仕組みとして、介護保険制度を機能させることが、無縁社会を打開する鍵となるように思います。

要介護になって家族や隣人と相互にケアする関係性が拡がり、重度化して死を迎える場面で、命に向き合う魂の営みが生まれ、死後の世界を想像する中で思想や死生観や信仰心が育まれます。介護も葬儀も墓参りも、縁をつなぐ為の大切な営みです。

予防を重視して、要介護にならないように、重度化しないように、と求める現在の介護保険制度の下で、要介護になった人と介護者の間に相互にケアする関係性が生まれ難い状況になっています。

世話をする、迷惑を掛ける、犠牲や負担を強いる、といった一方的な関係に終始する中で、縁の繋がりが希薄になり、拒否する人が現われ、虐待や心中につながっているように感じます。生物体としては、生後間もなくから死の準備に入っているものであり、老いた人にとっては、要介護になるときに備えて心の準備を整えることが、最も大切なように思います。

先天的な障害者にも、老いて要介護となる人にも、生きる権利があり、存在する価値があり、大きな社会的な役割があることを、今こそ早く介護現場が気付く、其れを地域に発信し、相互にケアする関係性が充満する地域社会を創り、介護に絡んだ虐待や無理心中事件を起こさない家庭と地域社会を実現したい、と心より念じます。そして其れが、無縁社会を打開する途に繋がっていることを確信します。

せいりょう園 渋谷 哲

やっぱり夏祭りの  
フィナーレは  
花火ですね！



夕方になっても暑い日差しの中  
たくさんの方々のご参加で  
大賑わいでした

ヨーヨーすくいは  
一番人気です



せいりょう園待機者状況

<平成22年 8月11日現在>

○入所判定済み者 353名 グループの内訳  
Ⅰグループ…126名/Ⅱグループ…147名/Ⅲグループ…77名

○入所判定済み者の現在状況  
在宅130名/特別養護老人ホーム入所中9名/医療機関入院中109名  
老人保健施設入所中80名/ケアハウス入居中6名  
グループホーム入居中11名/不明5名  
辞退その他：他施設入所2名/死亡1名

せいりょう園 毎週の行事

月曜日 のびのびルーム (自彊術)  
火曜日 のびのびルーム (映画会)  
水曜日 のびのびルーム (カラオケ)  
音楽療法  
自彊術療法  
木曜日 のびのびルーム (自彊術)  
金曜日 ピアノ教室  
陶芸教室  
第2火曜日 折り紙教室  
第1・3火曜日 書道教室  
第2・4水曜日 お話グループ・福寿草の会

せいりょう園 9月の行事予定

9月 4日(土) 園長との懇談  
9月 6日(月) 仏教講話  
9月15日(水) 昼食会(すき焼き)  
9月20日(月) 敬老の日(ばら寿司)  
美容の日(従来型)  
9月22日(水) 美容の日(ユニット型)  
彼岸の法要  
9月23日(木) 秋分の日(おはぎ)  
9月24日(金) 介護についてみんなで語ろう会  
~施設入所にいたるまで~  
郷土料理(鯛めし)  
9月27日(月) 理容の日



# 介護現場発信情報

～かけがえのない一刻を

石谷さんを偲んで

グループホーム 主任 吉住 幸司

石谷さん、86歳男性。平成16年6月27日にせいりょう園グループホームに入所されました。主な疾患名は『脳梗塞後の左不全麻痺』でしたが、ご本人の積極的なリハビリによって痛覚低下等の障害は残るものかなり改善されていました。軽い認知症があり入居されたのですが、どこかと思うくらい、しっかりされており、意思疎通が良好でお話が好きでウイットに富んだ方でした。知的で文化的な方で趣味も将棋・川柳・・・と多様で特に川柳は毎日のように詠まれ、それを職員が聞き取り白板ボードに書いていました。せいりょう園の機関誌にも何度か掲載してもらいましたが、ウンチクのある川柳で人生観や季節感にあふれ、それを見るのが我々の楽しみでした。また、「まんじゅう、たまご大好き」「朝風呂大好き」「若いお姉さんが好き」と言われ、そんな事もさっと表現出来るユーモアがありました。

今年4月頃に体調不良の訴えがあるまでグループホームでの生活を満喫され自由に過ごしておられましたが、だんだん食欲なく、倦怠感等の諸症状が出て、ベッド臥床が多くなりました。そんな中でもトイレでの排泄を希望され自力で行おうとされたり、自室のトイレに行こうとして転倒されたりがありました。5月に入り顔の浮腫み、嘔吐ありと状態が悪化していかれました。血液検査の結果でもかなり悪く、ご本人にとって身のおきどころがないくらいしんどい状態の中で医療関係者であるご家族や主治医との話し合いで『緩和ケア』の方針でいくことになりました。何より、ご本人の苦痛を取り除くため、だんだんに食事・水分摂取が難しくなり、呼吸停止になることも了解されてのことでありました。毎日面会に来られるご家族が、「前より楽になってみたい」等と話されたり、また見守り続けている職員を気遣って下さったり、皆で石谷さんの最期まで寄り添うことが出来ました。

5月23日に亡くなりましたがその顔には苦しみがなく、石谷さんのお人柄そのままの優しい穏やかな感じで今にも「グッドモーニング」と言って目を開けそうな顔でした。

私達職員は石谷さんを通して、初めて積極的な緩和ケアを経験させていただきました。

## —石谷さんの作品集—

去る冬に 未練はないが 雪をみせずにはふがない  
花粉症 ロビーにいても おそわれる  
卓上の 桜の花に 蝶が舞い  
年に一度のひなまつり 今日だけオレは女になる

お天気が すべてを決める 初夏の休日  
短冊に 逢いたい人を書いてみて 殆んどアノ世に居る人ばかり  
外来者 墓参のついでに ちょっと寄る  
カミナリさんを匂によめば ゴロゴロ以外何がある

## 平成22年度第2回グループホーム・小規模多機能運営推進会議の報告

日 時 平成22年7月31日（土）14:00～16:00  
特養1Fホールにて

### 意見交換

#### Q ケアハウス入居者のリスクに対しての心配は？

（現在ケアハウスに入居されている家族の声）

\*日中は全く心配はしていないが夜間トイレ使用中に転倒した時、自力では起き上がることが出来ないので心配。ポータブルトイレ使用を勧めるも本人が強く拒否している。

自立には行動の自立と決定の自立がある（PT小森昌彦氏の講義より）

- ・施設の入居者に対するケアの中で決定の自立を奪っていることが多々あるのでは。
- ・高齢者、特に認知症の方の決定の自立は中々実現がし難い。
- ・自身の意志で決定したことは尊重してあげる。それに伴うリスクは仕方がないのでは。
- ・たとえ決定の自立も出来なくても、その人が存在している。その事がすでに自立である。

日常生活の中でのリスクについて

- ・リスクが全くゼロになる生活が良いのかどうか。
- ・自然な生活の営みの中で起こるリスクは仕方がない。

以上、参加者から色々な意見が出た。

最後に推進委員で6月の市議選で初当選された木谷万里氏の活動報告を聴き終了した。

### —石谷さんの作品集—

秋ピーク 美声のすず虫 後しばし  
久方の 祭り太鼓に ノスタルジー  
コバルトの空 只一点の白雲 淋しそう  
秋深し 日に日に木立が 寒くみえ

冬の朝 ベッドから体温残して出る辛さ  
慌しい年の暮 人生の暮は ゆったりと  
冬将軍 送り出したその後は 日に日に近づく春を楽しむ  
年明けて 何も変らぬ正月が 変わらないのでメデタイと言う人ありて

## 介護についてみんなで語ろう会

テーマ「ヘルパーの出来ること出来ないこと」 7月23日(金)

せいりょう園老人介護支援センター  
社会福祉士 吉田 知一

介護保険のサービスを利用していく上で、「それは、おかしいんじゃないの?」と思うことがあります。その内の一つにホームヘルプサービスの出来ること出来ないことがあります。介護保険のホームヘルプサービスの利用は自宅で介護が必要な方に対して、生き生きと充実した質の高い生活を送っていただけるように、ホームヘルパーが身体介護や生活支援のお手伝いをするサービスです。実際には、何が出来て、何が出来ないのか、調べてみました。

### ○ヘルパーの出来ること出来ないこと

#### 出来ること

- ・ 本人の食事の介助
- ・ 体を拭いたり、入浴の介助
- ・ 排泄の介助
- ・ 整容、洗面の介助
- ・ 着替えの介助や体位交換
- ・ 服薬の介助
- ・ 通院・外出の介助
- ・ 洗濯
- ・ ベッドメイキング
- ・ 掃除
- ・ 生活必需品の買い物、薬の受け取り
- ・ 一般的な食事の準備や、調理

#### 出来ないこと

- ・ 利用者以外の洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 散歩の見守り
- ・ 利用者が使用するお部屋以外の掃除
- ・ 外からの窓拭き
- ・ 入退院の付き添い

※主として家族の利便に供する行為、または、家族が行うことが適当であると判断される行為は利用できない

※散歩の見守りは、本人に必要なサービスであるということをサービス担当者会議で話し合い記録として残し、プランに載せることで利用可能

※通院は居室から病院までの間は可能だが、病院内での付き添いは、病院内の看護師の仕事である、と考える

- ・ 趣味の支援について

ペットの世話、鉢植えの世話、草むしり、車の洗車、墓まいり、カラオケの付き添い、祭りの参加の付き添い、などは出来ない。

※利用者の日常生活の援助の範囲を超え、趣味趣向に関わるものは利用できない。家族への見舞、日用品の買い物、行政への届け出の代行はOK。

#### ・医療行為について

体温測定、血圧測定、爪切り、湿布、傷の処置、服薬介助、痰の吸引などはすべて医療行為となり医療職と家族以外の者は行うことが本来は出来ないが、ご本人の状態が落ち着いており、病院等での専門的な治療が常時必要ではない場合には、家族でない者でも対応が一部可能になっている。（医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について 厚生労働省より）

※吸引に関しては医師、看護師の指導、家族の同意書、サービス担当者会議の記録などの条件のもと対応可能となっている（在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対する痰の吸引の取扱いについて 厚生労働省より）

#### ・夜間のヘルパー利用について

※夜間帯は通常の利用料に上乘せされ、毎日の利用になると利用料の額が大きくなる。夜間午後6時～10時までと早朝午前6時～8時までは基本利用料の1.25倍、深夜午後10時～午前6時までは1.5倍になります。

※夜間帯のヘルパー事業を行っている事業所が少ない。夜間帯に働く事のできるヘルパーを確保するだけの人件費とそれをペイできる利用数と利用時間帯のバランスが保たれていないことで提供が難しいが、事業者と利用者との話し合いの余地がある。

すべてのホームヘルプ事業者が以上の対応を行っている訳ではなく、各事業者、各市区町村によって解釈は様々であり、直接問い合わせることが必要である

#### ○グループワーク

介護保険のヘルパー利用の出来ること出来ないことについてどう思いましたか？

- ・ヘルパーの利用は限られた時間の中で、掃除、買い物、洗濯などの家事援助から、入浴、トイレ介助などの身体介護を段取りよく行う必要がある。本人の体の調子によっても業務内容や優先順位が変わってくる。
- ・線引きが難しいので、まったく出来ないということではなく、臨機応変に話し合いのもと利用したほうが良いのではないか。
- ・生きる上で食に対することは大切、手作りでご飯をできるだけ作るようにしている。
- ・今回の話を聞いて、ヘルパーの利用にはいろいろ制限があってびっくりした。
- ・受診する時の付き添いの件で、病院内のヘルパーの付き添いはないということなので不安になった。さみしい気持ちになった（ケアハウス入居者）。
- ・夜間のヘルパーを利用したかったが、利用できるヘルパー事業者がなかった。
- ・交通事故で夫に介護が必要になった。今日のヘルパーの話を聞いて自宅で介護するのは大変だなと感じている。
- ・介護タクシーに家族の付き添いが出来ない件について。逆に社会福祉協議会の移送ボランティアでは付き添いがないと利用できない。
- ・社会福祉協議会の移送ボランティアは通院などの手段として利用できるが、趣味趣向の余暇的支援までは範囲を広げていない。需要はあるだろうが、ボランティアの数も限られているので難しい。
- ・介護保険のサービスを利用できない狭間の方の支援をどう考えるのか。臨機応変に考える必要がある。

- ・認知症の方の場合、骨折で入院の際には 24 時間見守りが必要な場合がある。入院中は介護保険のヘルパーが利用出来ないので、付き添いできない場合は、家政婦を雇うか身体拘束をするかしかないと言われた。

### ○感想

ヘルパーの出来ること出来ないこと。結構出来ないことが多いですよ。特に散歩の付き添いの利用が簡単には出来ないことに、びっくりしました。介護が必要になったとしても気分転換に外に出てみたい、という思いがあってもいいんじゃないかと思っています。趣味に関する支援についても、利用者の日常生活の援助の範囲を超え、趣味趣向に関わるものは利用できない、とのことですが、例えば、「墓参りに行きたい」というニーズがあったとして、その人にとっては、死ぬまでにもう一回墓参りに行っておきたい、という大切な自己実現なのかもしれません。その人にとっては介護予防よりも大切な行為なのかもしれません。それでも利用はダメなのでしょうか。かといって、本人の望むことすべてに対してヘルパーが利用できてしまうというのも際限がないと思います。

どんなサービスにも利用のルールを決めておかないと、良いサービスは提供出来ないという側面はあると思います。特に、ヘルパーは専門職であり、何でも屋ではありません。ヘルパーを利用する側は、本人の自立の為の支援を行う専門職であることを忘れてはいけなく、と思います。

一方でまったくサービスが利用できない、と線引きするのも融通の利かないことだと思っています。「墓参りに行きたい」というニーズが、本人にとって本当に必要なサービスであれば、介護保険内でも利用できるようにするべきだと思いますし、逆に介護保険外で利用する、という選択肢があっても良いと思います。利用する側とサービスを提供する側が互いに話し合い、妥協点を探りながら、本人の望む生活を一緒に考え実現していくことが大事なのだと思います。これはヘルパーの利用に限らず、どのようなサービスでも利用者の生活の中に介護はあるので、臨機応変にその都度考える必要があるのだと思います。介護保険を上手く使うポイントだなと感じました。

### 次回の介護について語ろう会は？

8月27日 テーマ「認知症サポーター養成講座」

9月24日 テーマ「施設入所にいたるまで」 ※テーマは変更になる場合があります

### ケアハウス等空き情報 <平成22年 8月16日現在>

#### 《ケアハウス》

- |        |          |             |          |
|--------|----------|-------------|----------|
| ・ 恵泉   | : 若干     | ・ 第二ケアハウス恵泉 | : 若干     |
| ・ 香楽園  | : 1人部屋2室 | ・ シスナブ御津    | : 1人部屋2室 |
|        | : 2人部屋1室 | ・ むれさき苑     | : 1人部屋1室 |
| ・ 青山苑  | : 1人部屋3室 | ・ ケアハウスアザリ  | : 1人部屋6室 |
|        | : 2人部屋2室 |             | : 2人部屋1室 |
| ・ あさなぎ | : 2人部屋1室 |             |          |

#### 《バリアフリーマンション》

リバティかこがわ 2室

[問合せ]せいりょう園介護相談室 Tel(079)421-7156/(079)424-3433